平成２１年（フ）第２６７号
北海道旭川市豊岡１条６丁目３番６号
債務者　村中　政則
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８７号
北海道苫前郡羽幌町緑町６番地の10
債務者　蒔田　良夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月２日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８８号
北海道苫前郡羽幌町緑町６番地の10
債務者　蒔田　光子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月２日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９７号
北海道士別市西４条７丁目327番地１
債務者　足利　敏治
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９号
熊本県玉名市天水町小天6553番地３町営住宅301号
債務者　廣野　ユリ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　建部　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９２号
愛知県一宮市浅野字神明下44番地５
債務者　吉田　明治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７４号
函館市亀田町２番13号
債務者　佐藤美重子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目12番28号
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
仙台市宮城野区蒲生２丁目23番地の７　リーガルハイツ蒲生203
債務者　熊谷　清美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４５号
仙台市宮城野区萩野町４丁目６番50号　守谷アパート102
債務者　板倉　俊雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
埼玉県草加市清門町638番地17　ホワイトハイツ105号
債務者　内田　節子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
埼玉県深谷市畠山995番地２　サンコーポラス１―306号
債務者　秦　由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３号
埼玉県秩父市蒔田2086番地６
債務者　風間いね子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
新潟県長岡市高見１丁目６番地19
債務者　菅原　拓己
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
新潟県長岡市高見１丁目６番地19
債務者　菅原亜紀子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
新潟県三島郡出雲崎町大字大門306番地11
債務者　田村眞由美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
新潟県長岡市城岡３丁目10番５号
債務者　堀井惠美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
新潟県長岡市城岡３丁目10番５号
債務者　堀井　三郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係